

販売事業者 各位

(一社)青森県エルピーガス協会
< 印刷 >

福島県郡山市での爆発事故発生を受けた注意喚起と要請について

標記について、経済産業省ガス安全室より(一社)全国LPガス協会を通じて注意喚起と要請がありました。【別紙の経済産業省産業保安グループガス安全室長からの文書を参照】

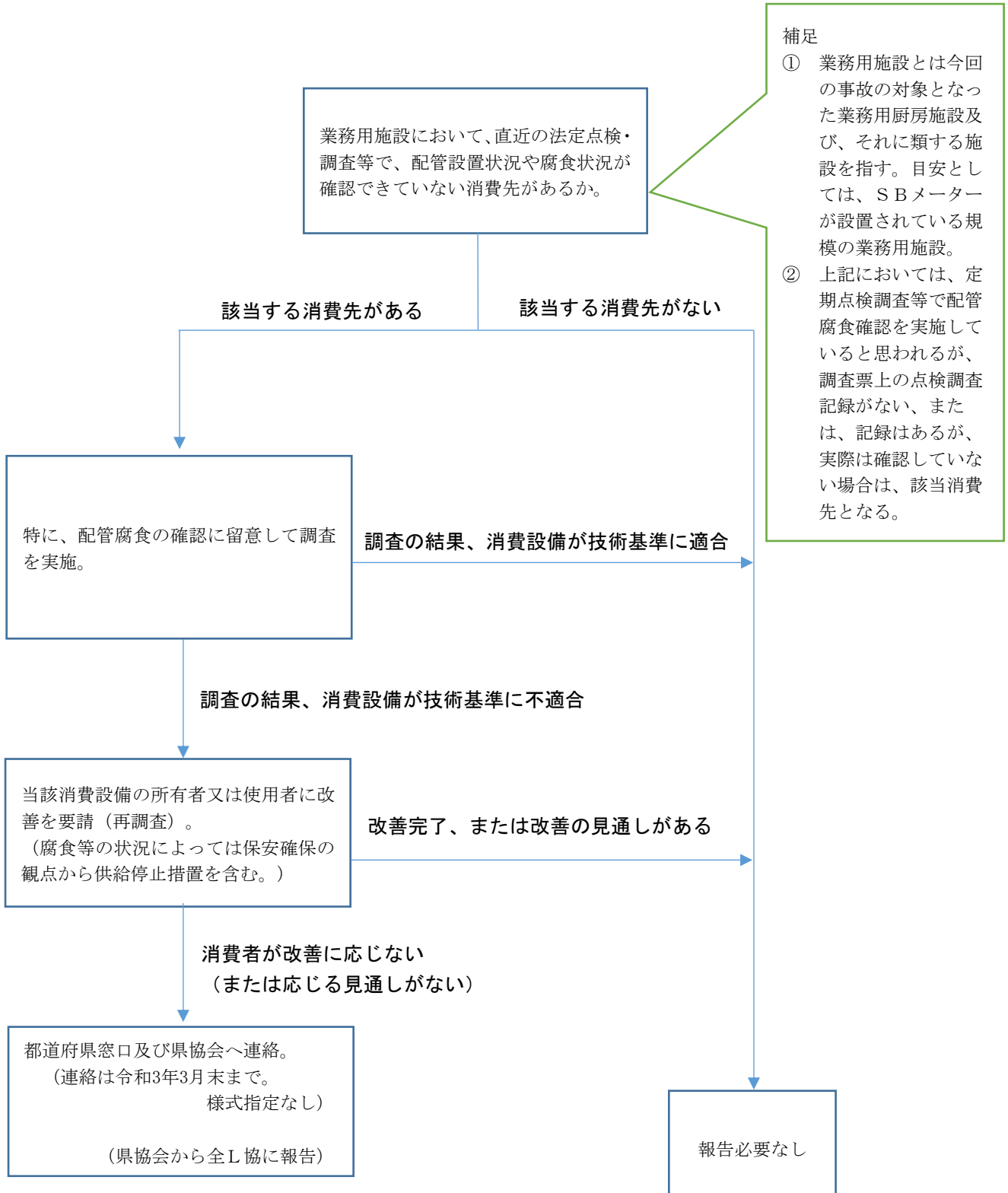
つきましては、下記に該当する施設がある場合にはご負担をおかけすることと存じますが、社会的影響や、業界の今後の対応が世間から注視されている状況であることを踏まえ、該当施設の改善徹底についてご協力くださるようお願い申し上げます。

- ① 業務用施設（厨房）等における直近の定期点検調査等において、消費設備の配管腐食状況等を確認できていないもの（腐食の指摘があり未改善のものを含む）がある場合、あらためて調査を実施し、腐食等があれば当該消費設備の所有者又は使用者に対して改善を求める通知を行う。
- ② 特に、使用上支障のある腐食・割れ等の欠陥があった場合、当該消費設備の所有者又は使用者に対して改善等の安全対策を講じさせるよう通知する。
（腐食等の状況によっては保安確保の観点から供給停止も含めた措置対応）
- ③ 改善等の対策が講じられない場合、又はその見通しが無い場合には、都道府県の所管窓口及び県協会に連絡する。（連絡は令和3年3月末まで）

※ 今回要請の対象となる業務用施設（厨房）等とは、今回の事故の対象となった業務用厨房施設及びそれに類する施設を指し、目安としてはSBメーターが設置されている規模の業務用施設であって、直近の定期点検調査等において配管の腐食状況等が確認できていない場合（腐食の指摘があり未改善のものを含む）に限ります。

以上

＜参考＞ 要請事項の会員事業者向け対応フロー



※再調査や改善要請した場合は記録等の保存をお願いします。

別紙

令和2年12月7日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

福島県郡山市での爆発事故の発生を受けた注意喚起について（要請）

令和2年7月30日（木）に福島県郡山市の飲食店において、大規模な爆発事故が発生しました。事故原因の詳細は不明な点がありますが、シンク下の腐食した配管からLPガスが漏洩したことが推定されております。それを含め、次の6つの点が懸念されました。

- ① 配管の腐食。
- ② 水の影響を受けるおそれのある場所における白管の使用。
- ③ コンクリート面等の導電性の支持面に直接接触している状態での白管の使用。
- ④ 埋設部の記載などの配管図面と事故当時の設置状況の相違。
- ⑤ 保安機関は、定期点検・調査（令和元年12月2日）において、配管（腐食、腐食防止措置等）は「良」としていること。
- ⑥ 保安機関は、同点検・調査において、ガス栓劣化、接続管基準及び燃焼機器故障について「否」とし、また、特記事項として“警報器とメーターを連動してください”と指摘しているものの、保安機関の指摘を受けた消費設備の改善は実施されていなかったこと。

つきましては、以下の点につき都道府県協会等を通じて会員のLPガス販売事業者へ周知いただき、業務用施設に対するこれまでの法定点検・調査において、設置環境その他の事情から配管の設置状況や腐食状況が確認できていないものがある場合には、令和3年3月末までに、下記の調査、通知等が行われるよう要請します。

1. 対象

業務用施設の厨房内

2. 調査、通知等

(1) 消費設備の維持・管理状況の調査

配管の図面と設置状況を照合しつつ実際の設置状況を確認し、配管の設置状況が、屋内の多湿部、水の影響を受けるおそれのある場所における配管で、腐食防止対策^(注1)がなされていないもの又はその対策が不明なものについては、腐食の状況を確認すること。

(注1)「例示基準第28節」参照

(2) 消費設備の改善通知

- ① 上記(1)の調査の結果、消費設備が技術基準上の基準^(注2)に適合していない場合には、当該消費設備の所有者又は使用者に改善を求める通知を行うこと。
(注2)「液石法規則第44条」参照
- ② 特に、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥があった場合には、ガスの使用を中止させ、当該消費設備の所有者又は使用者に改善等の安全対策を講じさせるよう通知すること。
- ③ 上記①及び②において消費設備の改善やガスの使用を停止するなどの保安対策が講じられない場合には、その事実を所在する都道府県に連絡すること。

3. 改善等の報告

上記(2)③の都道府県に連絡した事例があった場合には、貴協会を通じて経済産業省ガス安全室に報告していただくようお願いします。

なお、本報告は、液石法第35条の5において、「都道府県知事は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。」こととなっており、この措置を確認するため協力を求めるものであります。